

令和四年第七回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和四年四月十二日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまより令和四年第七回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和四年第六回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。亀田委員と中村委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案四件と事務局からの報告が十件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一から日程第四までを併せて上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第二十六号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立池之上小学校改築工事請負契約）

日程第二 議案第二十七号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立池之上小学校改築電気設備工事請負契約）

日程第三 議案第二十八号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立池之上小学校改築空気調和設備工事請負契約）

日程第四 議案第二十九号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立池之上小学校改築給排水衛生設備工事請負契約）

）

○渡部教育長 議案第二十六号から議案第二十九号までの四件につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 議案第二十六号から議案第二十九号の四件につきまして

て、一括して御説明申し上げます。

本四件は、世田谷区立池之上小学校改築工事請負契約に基づくものです。四件とも、予定価格が一億八千万円以上の契約となることから、区議会の議決案件となります。ついては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、世田谷区議会第一回臨時会への議案提出に先立ち区長より意見を求められましたので、御審議願うものでございます。

なお、今回の工事請負契約は、四月一日に一般競争入札を行ったものです。

まず、議案第二十六号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立池之上小学校改築工事請負契約）について御説明いたします。

資料の二枚目の裏面を御覧ください。記書の3、契約金額は二十五億二千七百八十万円、契約の相手方につきましては大明・小俣・中秀建設共同企業体でございます。工期は契約の日から令和六年二月二十九日までです。

参考といたしまして、次のページ以降に工事概要、配置図、各階平面図、立面図、入札経過調書を添付してございます。建築概要などの図面は以前に当委員会にて御説明しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

続きまして、議案第二十七号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立池之上小学校改築電気設備工事請負契約）について御説明いたします。

資料二枚目の裏面を御覧ください。記書の3、契約金額は三億一千四百五万円でございます。契約の相手方は紺野・原川建設共同企業体でございます。工期は契約から令和六年二月二十九日までです。

なお、議案第二十七号から議案第二十九号につきましては、建築概要、図面は先ほどの議案第二十六号に添付したものと同様となりますので、こちらでは添付してございません。

続きまして、議案第二十八号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立池之上小学校改築空気調和設備工事請負契約）について御説明いたします。

資料二枚目の裏面を御覧ください。記書の3、契約金額は二億九千二百五万円でございます。契約の相手方は温調・大曽根建設共同企業体でございます。

工期は契約の日から令和六年二月二十九日までとなります。

最後になります。議案第二十九号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立池之上小学校改築給排水衛生設備工事請負契約）について御説明いたします。

資料二枚目の裏面を御覧ください。記書の3、契約金額は二億三千二百八十七万円でございます。契約の相手方は福吉・田中建設共同企業体でございます。工期は契約の日から令和六年二月二十九日までです。

四件につきましての御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第二十六号から議案第二十九号までの四件について一括して採決することといたします。これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

議案第二十六号から議案第二十九号までの四件を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第二十六号から議案第二十九号までの四件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1) 令和四年第一回区議会定例会における議案の審査結果について、本件に

関して、井上教育総務課長より口頭説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、報告事項(1)令和四年度第一回区議会定例会における教育に関する議案の審査結果について、口頭での説明で恐縮でございますが、御報告させていただきます。

議案につきましては、お手元の次第に記載のとおり、令和三年度一般会計補正予算案（第八次）（教育委員会事務局所管分）及び令和三年度学校給食費会計補正予算案（第二次）から、世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例までの五件でございます。本五件につきましては、本年一月二十五日及び二月八日に開催されました第二回、第三回の教育委員会定例会におきまして意見聴取をさせていただき、区長に報告させていただいたところでございます。

まず、二項目めの令和四年度一般会計予算案及び令和四年度学校給食費会計予算案を除く四件につきまして、先に御報告させていただきます。

この二項目めを除く四件につきましては、二月二十四日に開催された本会議に上程されまして、翌二十五日の企画総務委員会並びに二十八日の福祉保健常任委員会に付託されまして、審査されました。その後、三月三日の本会議におきまして、一項目めの令和三年度一般会計補正予算案（第八次）（教育委員会事務局所管分）につきましては賛成多数、その他の項目につきましては全会一致で可決されてございます。

次に、冒頭申し上げました二項目めの令和四年度一般会計予算案（教育委員会事務局所管分）及び令和四年度学校給食費会計予算案につきましては、二月二十四日の本会議において上程された後、予算特別委員会へ付託されまして、三月八日から三月二十四日まで審査されました。その後、三月二十九日の本会議におきまして、令和四年度一般会計予算案につきましては賛成多数、令和四年度学校給食費会計予算案につきましては全会一致で可決されてございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)令和四年度幼稚園、小学校周年行事の日程について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、(2)令和四年度幼稚園、小学校周年行事の日程について御報告させていただきます。

資料をつけてございますので、御覧いただきたいと存じます。昨年度に引き続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響で規模の縮小等があるかもしれませんが、現在のところ、資料に記載のとおり、十月一日の世田谷小学校、弦巻小学校から始まりまして、資料の裏面になりますけれども、十二月十日の烏山北小学校まで、今年度幼稚園三園、小学校十四校で実施する予定でございます。開催時間等詳細が決まりましたら、改めまして教育委員の皆様にご連絡させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

簡単ですが、報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3)損害賠償請求事件の判決について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 それでは、私のほうから、損害賠償請求事件の判決

について御報告申し上げます。

本件につきましては、令和二年六月二十三日の本定例会において、平成二十八年八月に区立小学校の当時六年生児童が参加していた日光林間学園で、宿泊先の浴室で負傷した事故に関する損害賠償請求事件が発生した旨を御報告したところでございますが、令和四年三月二十八日に東京地方裁判所の判決言渡しがあつたため、その旨を御報告するものでございます。

資料を御覧ください。1、事件名、2、当事者、3、内容につきましては、記載のとおりでございます。

4、判決内容についてですが、(1)主文に記載のとおり、原告らの請求を棄却するとの判決が言い渡されました。

続いて、(2)理由についてですけれども、こちらも記載のとおりとなりますが、要約いたしますと、原告児童が大浴場の浴室に入り、けがを負うまでの行動は想定不可能というほかに、また、本件ホテルでは、過去に本件扉でけがをした宿泊客はならず、毎年実施されている日光林間学園で過去に同様の事故が発生し、あるいはその防止を注意喚起されたこともないことから、本件小学校の教員が本件事故の発生を予見し得たとは言えず、これを防止すべき注意義務があつたということもできないとされております。詳しくは、後ほどお読みいただきたいと思います。

次に、裏面の5、今後の対応につきましては、記載のとおりでございます。報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4) 住民訴訟の判決について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 それでは、引き続き私のほうから、住民訴訟の判決について御報告申し上げます。

本件につきましては、令和三年四月二十七日の本定例会におきまして、給食指導をしている教職員以外の教職員が児童・生徒と同様の給食を喫食し、その負担を求めるに当たりまして、学校給食に係る光熱水費や人件費等に相当する分を含めて徴収すべきとするところ、それを怠っていることが違法であることの確認を求める住民訴訟が提起された旨を御報告したところでございますが、令和四年三月二十三日に、東京地方裁判所の判決言渡しがあったため、その旨を御報告するものでございます。

資料を御覧ください。1、事件名は、世田谷区便乗給食違法確認請求事件でございます。

2、当事者、3、内容は、記載のとおりでございます。

4、判決内容についてですが、(1)主文に記載のとおり、原告の請求を棄却するとの判決が言い渡されました。

(2)理由につきましては、要約いたしますと、児童・生徒が喫食する給食に相当する飲食物、いわゆる特例給食に要する経費の負担について、児童・生徒に提供される給食に要する経費の負担と同様の取扱いとすることは、被告の裁量権の範囲を逸脱し、または濫用したものであるということとはできないとされております。詳しくは、こちらも後ほどお読みいただきたいと思います。

次に、裏面でございますが、5の今後の対応についてですが、区としては、判決を受け入れることとしておりますけれども、四月八日金曜日に裁判所から連絡がございまして、原告から控訴状が届いたとの知らせを受けましたので、引き続き適切に対応してまいります。



報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(5)争訟事件の発生について、本件に関して、毛利教育指導課長より説明をお願いします。

○毛利教育指導課長 私からは、争訟事件の発生について御報告いたします。

本件についてですが、令和四年一月の教育委員会定例会において判決の言渡しがあつた旨を報告した事件について、控訴がありましたので御報告するものです。

事件名ですが、損害賠償請求事件でございます。

2、控訴状到達日等につきましては、記載のとおりでございます。

3の当事者ですが、控訴人が世田谷区外在住の中学生、事件当時は区立小学校児童です。被控訴人が世田谷区、事件当時の児童の保護者でございます。

4、原判決主文ですが、令和三年十二月二十七日、東京地方裁判所において、原告の請求をいずれも棄却する、訴訟費用は原告の負担とすることが言い渡されております。

5、控訴の趣旨については、記載の三点でございます。

6、控訴人の主張ですが、控訴人は平成三十年度の世田谷区立小学校在籍時に受けたいじめ行為に対して、学校側が適切な対処、指導を怠ったことにより精神的苦痛を受け、病院で受診せざるを得なくなったとともに、不登校となつたことで学習する権利ないし教育を受ける権利を侵害されたとして提訴した、

平成三十一年(ワ)第一〇七九七号損害賠償請求事件の判決の全てに不服がある

ため、控訴を提起するというものでございます。

7、今後の対応としましては、特別区人事・厚生事務組合法務部と協議しながら対応してまいります。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6)議会の委任による専決処分分の報告（損害賠償請求事件に係る和解）、本件に関して、毛利教育指導課長より説明をお願いします。

○毛利教育指導課長 私からは、こちらも令和三年十二月に本定例会において訴訟が提起されたことを報告いたしました損害賠償請求事件について、和解が成立する見込みがありましたので、御報告いたします。

1、事件名ですが、損害賠償請求事件でございます。

2、専決処分日については、四月十五日を予定しております。

3、当事者ですが、原告が世田谷区内在中の中学生、事件当時は区立小学校児童、(2)被告が事件当時の担任教諭及び世田谷区でございます。

4、和解金額ですが、百三十万円となっております、内訳は担任教諭が百万円、世田谷区が三十万円となっております。

5、事件の概要ですが、原告は、平成三十年十月二十三日、当時在籍していた世田谷区立小学校四年次の担任教諭による体罰を起因とした心的外傷後ストレス障害により、私立小学校へ転校せざるを得なくなったものとして、担任教諭及び世田谷区に対して、その通院慰謝料や後遺障害慰謝料、転校により生じた学費等五百万円及び遅延損害金の支払いを求めたというものでございます。

今後ですが、専決処分について令和四年第一回区議会臨時会において、世田

谷区長より区議会へ報告の予定です。

私からの報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(7)教育総合センターメッセ等の実施結果について、本件に関して、本田乳幼児教育・保育支援課長より説明をお願いします。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 私からは、教育総合センターメッセ等の実施結果について御報告をいたします。

1の主旨でございます。子ども支援、保護者支援、教員支援の機能を備えた「学びのステーション」として開設いたしました教育総合センターを拠点に推進する世田谷の教育について、実践例の紹介、研究成果の発表などを実施いたしました。併せて、教育総合センターと高校、大学、特別支援学校等との連携の契機とすべく、施設見学会を実施するとともに、意見交換会を行いましたので報告するものでございます。

2の概要でございます。(1)の日時、(2)の会場は、記載のとおりでございます。

(3)の対象者でございますが、就園・就学前の幼児、小学校、中学校の児童・生徒とその保護者などが教育総合センターメッセの主たる対象でございますけれども、今回、区内の高校、大学、特別支援学校関係者にもお声かけをし、教育総合センターメッセの様子を含めた施設の機能などを御覧いただくとともに、意見交換を行いました。

3の参加人数でございますが、一般区民、研修及び意見交換会の参加者も含めてでございますけれども、延べ約三百名の方々に御来場いただきました。

4の実施内容でございます。一階ではSTEAM教育講座や光と影のアート体験とグラフィック体験などを、二階では、ICTを活用した学びの体験、わくわく運動遊びなどを実施いたしました。

裏面にお進みいただきまして、5の世田谷区立教育総合センター開設に伴う施設見学会及び意見交換会についてでございます。(1)の目的でございますが、区内高校、大学、特別支援学校を対象に、施設見学会と意見交換を行うことで、今後の連携を促進する契機とすることが大きな目的でございます。

(2)の参加者でございますが、大学については九校、正確に言いますと七校九学部でございますけれども、御参加をいただきました。また、高等学校九校、特別支援学校一校にも御参加いただいております。区側の出席者は記載のとおりでございます。

(3)意見交換会についてでございます。テーマを「教育総合センターと区内高校・大学・特別支援学校との連携の方向性について」と設定し、意見交換を実施いたしました。

主な意見といたしましては、①に記載をしておりますSTEAM教育、スポーツ、文化・芸術、英語など、様々な教育内容につきまして、各校の特色を生かした連携の可能性について御提案をいただきました。②不登校、特別支援教育につきましても、ほっとスクールや不登校特例校、特別支援学校との連携、交流の提案などをいただいております。③、地域との連携につきまして、力を入れて取り組んでいる学校がございまして、連携に向けた提案をいただいたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 裏面の、今御説明いただいた意見交換会について、すみません、

私は参加しておりませんでしたけれども、多くの関係の方々にご参加いただいたという御報告かと思えます。これを拝見して、これだけ多くの教育資源が区内にあるということを改めて認識したところでございます。

大学との連携はこれまで、この会議でも御報告いただいておりますけれども、高校との連携について、各中学校では何かされているのかもしれないですが、この会議では、たしか進路説明会の報告ぐらいだったかと思えます。生徒の進学先は様々であるとしても、これだけ多様な高校が区内にあるとすれば、中学校と高校との連携をもっと、これまで以上に進めていただけるといいかと思えましたので、今後御検討いただければと思います。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 御提案ありがとうございます。委員のおっしゃるとおり、高校との連携というのは、教育委員会事務局でも、全体として大きく連携をしてきたという部分が今までなかったものですから、今回、その契機としてこういった意見交換会を基に、さらに高校との連携を進めていきたいと思います。

ちなみにですが、教育総合センターで、今、毎週土曜日にSTEAM教育講座を行っているのですけれども、今回、意見交換会に参加いただいた東京芸芸大学附属高校の生徒さんが、四月二日土曜日だったのですが、高校生の皆さんが小学生に教えるという講座を実施いたしましたので、そういった部分で、今後高校とも連携を深めていきたいと思っております。

○亀田委員 とても素晴らしい取組みだと思えます。これを拝見すると、専門学科を持っていらっしゃる高校もあるようですので、そうした高校のお力も借りて、区内の小・中学生に学習の機会を提供していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(8)令和四年度学力調査の実施について、本件に関して、滝上教育研究・研

修課長より説明をお願いします。

○滝上教育研究・研修課長 私からは、令和四年度学力調査の実施について御報告いたします。

主旨は、記載のとおりです。

2、学力調査ですが、世田谷区、東京都、文部科学省ということで、三つの調査を予定しております。

資料の裏面を御覧ください。別紙1になります。三つの学力調査につきまして分けて記載をしております。日時、対象、調査内容については御覧ください。特徴としましては、世田谷区学習習得確認調査におきましては、区教委、また区の教員が問題作成に関わりまして、独自の問題を出題しております。また、その結果等を学び舎での合同学習確認会議等で検討して、授業改善に役立てております。東京都の児童・生徒の学力向上を図るための調査におきましては、昨年度よりウェブ調査ということで、子どもたちの学びに向かう力を測定しております。学習への理解、また、学習の進め方等についての把握を行っております。国の全国学力・学習状況調査におきましては、今年度理科が小・中学校ともに調査内容に加わっております。

いずれの調査結果も踏まえまして、今後も学力向上の推進に励んでまいりたいと思えます。

報告は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(9) 青少年委員の委嘱について、本件に関して、加野生涯学習・地域学校連

携課長より説明をお願いします。

○加野生涯学習・地域学校連携課長 それでは、青少年委員の委嘱について御報告をいたします。

世田谷区青少年委員は、五十年以上にわたり、青少年教育の振興を目的として、学校、地域、行政をつなぐ重要なパイプ役を担っております。

委員の選任に当たっては、区立小・中学校長、PTAの代表者で組織される内申協議会から推薦されたものを教育委員会が任用しており、任期は一期二年でございます。令和四年三月三十一日をもって、令和二、三年度世田谷区青少年委員の任期が満了したことに伴いまして、令和四年四月一日付で新たに委嘱したことを御報告いたします。

委嘱対象者は、別紙にございます五十八名です。

任期は、令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まででございます。報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(10)世田谷区スポーツ推進計画調整計画の策定について、本件に関して、加野生涯学習・地域学校連携課長より説明をお願いします。

○加野生涯学習・地域学校連携課長 それでは、世田谷区スポーツ推進計画調整計画の策定について御報告をいたします。

1、主旨です。平成二十六年三月に策定した世田谷区スポーツ推進計画の目標を達成するための重点的な取組みを具体化し、実行するための事業計画として、平成三十年三月に策定した後期年次計画を基本として、二か年の調整計画

を策定したという御報告でございます。

2、計画期間でございます。令和四年度から令和五年度の二年間です。

3、計画終了時に達成すべき目標です。成人の週一回以上のスポーツ実施率を六五%以上とするものです。

4、調整計画における視点は、記載のとおりでございます。

5、調整計画です。別添の世田谷区スポーツ推進計画調整計画（概要版）を御覧ください。A4の横の資料でございます。

二ページをお開きください。第一章では、調整計画の計画の位置づけ、期間、推進体制、本計画における「スポーツ」の定義を記しております。

四ページをお開きください。第二章は、現状と課題です。後期年次計画の成果、社会状況の変化、取組みの課題と方向性を示し、下方の五ページでは、第三章調整計画の概要として、四つの視点と達成すべき目標を示しております。

六ページを御覧ください。調整計画を推進する全体像です。重点的な取組み1から4は、後期年次計画からの継続した項目としており、これらに新たな視点を取り入れ、計画を推進してゆきます。

最後の八ページを御覧ください。第四章スポーツ推進施策として、代表的な施策を記載しております。これらの十五の施策に取り組み、次期スポーツ推進計画の策定につなげてまいります。

なお、別添の調整計画本編につきましては、後ほど御覧ください。

かがみ文にお戻りください。これまでの経緯としまして、策定のスケジュールをお示ししております。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

○亀田委員 すみません、本論の話ではないのですけれども、この概要版の資



料の紙の一部が小さく半円に切つてあるのは何か、どういう意味があるのでしょうか。

○加野生涯学習・地域学校連携課長　こちらにQRコードのような模様がございまして、これは音声コードと申しまして、視覚に障害のある方がスマホで読み取りをすると音声がかええるということになっております。内容をコンパクトにした原稿をこのコードに読み込んでおりまして、このコードがここにありますということを手で触ることで御利用いただくということで、世田谷区では各種印刷物に、可能である限り、この音声コードを読み込むこととしております。

○亀田委員　勉強になりました。ありがとうございます。

○渡部教育長　ほかはよろしいでしょうか。

それでは、その他の連絡事項等はございませんか。

本日は資料配付が七件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は、四月二十六日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和四年第七回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時三十三分開会